

付属文書第2章

トレーサビリティ

文書SA-S-SD-20

第1.2版

JP

翻訳版発売日：2024年7月27日

発効日：2024年6月11日

本文書に含まれるもの：

[S02 トレーサビリティ](#)



**RAINFOREST
ALLIANCE**



レインフォレスト・アライアンスは、社会と市場の力を活かして自然を守り、農業生産者と森林地域に暮らす人々の暮らしを向上させることで、より持続可能な世界を創造します。

資料名	初版日	有効終了日
付属文書第2章：トレーサビリティ	2022年7月1日	別途通知があるまでの間
関連文書（該当する場合、文書の番号と名称）		
SA-S-SD-1 レインフォレスト・アライアンス2020持続可能な農業基準、農場要件		
SA-S-SD-2 レインフォレスト・アライアンス2020持続可能な農業基準、サプライチェーン要件		
本文書の発行により廃止される文書	対象者	
SA-S-SD-20-V1.1 付属文書第2章：トレーサビリティ (2023年2月6日発行)	農場認証保有者とサプライチェーン認証保有者	

付属文書は拘束力のある文書です。認証に際して準拠しなければなりません。

詳細について

レインフォレスト・アライアンスの詳細については、www.rainforest-alliance.orgにアクセスするか、info@ra.orgまたは、レインフォレスト・アライアンス アムステルダム事務所 (Rainforest Alliance Amsterdam Office, De Ruijterkade 6, 1013AA Amsterdam, The Netherlands) にお問い合わせください。

翻訳免責事項

翻訳に含まれる情報の正確な意味合いに関する質問がある場合は、英語の公式版を参照してください。翻訳により生じた不一致や差異には拘束力がなく、審査や認証には一切影響しません。

レインフォレスト・アライアンスの書面による事前の許可なく本文書の記載内容を使用することは、複製、変更、配布、または再発行も含め、固く禁じられています。



主な改訂事項

本文書の主な調整箇所の概要

SA-S-SD-20-V1.2 附属文書第2章：トレーサビリティ（2024年6月11日発行）

前版との比較

SA-S-SD-20-V1.1 附属文書第2章：トレーサビリティ（2023年2月6日発行）

章	対象事項	改訂内容
1	マスバランス (MB)	カシューとアーモンドにマスバランス (MB) が適用されるようになったことを追加。
1	マスバランス (MB)	主要なハーブ・スパイス類に対するマスバランス (MB) の適用性についての文章を明確化。
3	2.1.9	カシューとアーモンドの転換率を追加。
4	要件2.3.3 および 2.3.4 オリジン・マッチング (原産国の一致)	オリジン・マッチング (原産国の一致) 規則の適用範囲についての文章を明確化。
4	要件2.3.3 および 2.3.4 オリジン・マッチング (原産国の一致)	第2期の要件の適用範囲についての文章を明確化。
4	要件2.3.3 および 2.3.4 オリジン・マッチング (原産国の一致)	原産国地域のアプローチに関する文章を単純化。



目次

S02 トレーサビリティ	5
1. はじめに	5
トレーサビリティ要件の範囲と適用対象	5
トレーサビリティの種類	5
• 【同一性保持 (IP)】	5
• 【完全分離 (SG)】	5
• 【マスバランス (MB)】	5
トレーサビリティの種類の種類	6
2. トレーサビリティ	7
要件2.1.7 重複販売	7
3. オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	7
トレーサビリティプラットフォームにおける作業内容	7
要件2.1.9 認証製品の転換	7
要件2.1.9 転換率	8
要件2.2.1 認証製品の出荷取引の管理	9
要件2.2.2 認証製品の入荷取引の管理	9
要件2.2.3 認証数量の削除	9
要件2.2.1および2.2.3 報告時期	9
要件2.2.5 取引の集約	10
4. マスバランス	10
要件2.3.1 数量転換	10
要件2.3.3および2.3.4 オリジン・マッチング（原産国の一致）	11
第1期の要件	11
第2期の要件	12
原産国地域のアプローチ	12



S02 トレーサビリティ

1. はじめに

本書には、[レインフォレスト・アライアンス2020持続可能な農業基準のトレーサビリティの章の要件](#)に関する、詳細が記載されています。

規則と要件の運用に関する詳細は、[文書SA-G-SC-42 トレーサビリティ手引書](#)を参照してください。

トレーサビリティ要件の範囲と適用対象

認証製品をサプライチェーン全体にわたって追跡できるようにするには、トレーサビリティが維持されなければなりません。また、トレーサビリティは、レインフォレスト・アライアンス認証製品として販売される製品がこの表明に従っていることを確認するうえでも重要です。トレーサビリティ要件は、原則として認証製品を取り扱っている農場およびサプライチェーンのすべての認証保有者が遵守しなければなりません。レインフォレスト・アライアンス認証プラットフォーム（RACP）への登録後、個別の状況を考慮したチェックリストに記載された必須要件が適用されます。

トレーサビリティの維持は、従来のレインフォレスト・アライアンスまたはUTZ認証プログラムにおいて生産された数量、およびレインフォレスト・アライアンス2020持続可能な農業基準（SAS）に基づいて認証された数量に対して義務付けられています。

基準の第2.2章は、オンラインプラットフォームでのトレーサビリティが利用可能な農作物に対してのみ適用されます。

小売業者は、原則トレーサビリティ要件の適用対象外です。トレーサビリティに関与し、製品製造業者からの取引を受け取るかどうかを任意に選択することができます。ただし、サステナビリティ差額（SD）およびサステナビリティ投資（SI）の支払いの責任を負う小売業者には、トレーサビリティ要件が適用されます（茶類は除きます）。

トレーサビリティの種類

認証サプライチェーンで選択可能なトレーサビリティの種類には、「最も厳格」なものから「寛容」なものまで、順に【同一性保持（IP）】、【完全分離（SG）】、および【マスバランス（MB）】が規定されています。

● 【同一性保持（IP）】

レインフォレスト・アライアンス認証製品を農場認証保有者にまでさかのぼって追跡することができる、最も厳格なトレーサビリティの種類です。認証製品を非認証製品と混合せず、また異なる供給源から入手した認証製品とも混合しないことを意味します。認証製品が複数の認証供給源または認証農場に由来するが、同一性が保持されている場合は、派生型の【混合同一性保持（Mixed IP）】を選択できます。

● 【完全分離（SG）】

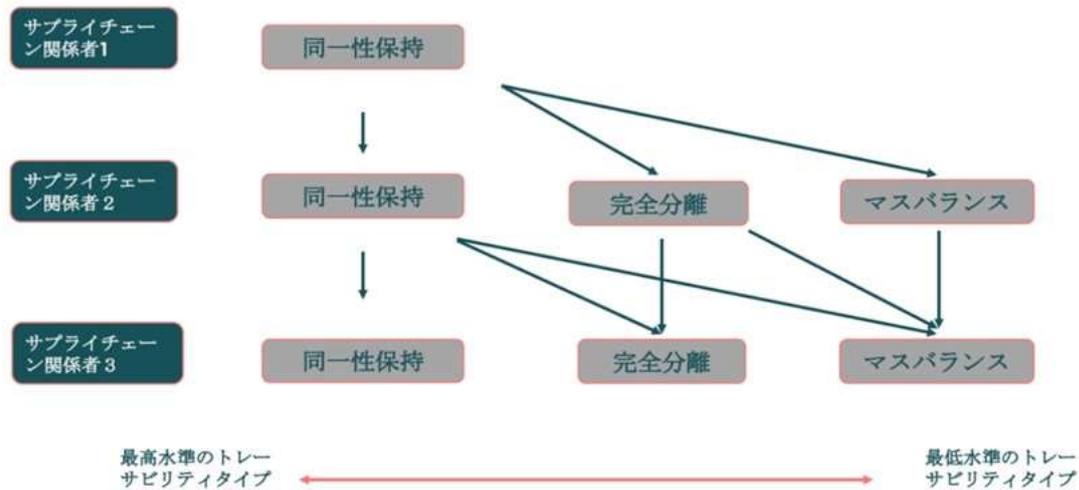
認証製品が物理的にも書類上においても、非認証製品から分離された状態が常に保たれ、決して混合されることのないトレーサビリティの種類です。この完全分離は、サプライチェーンの全段階（受領、加工、梱包、保管、および輸送）にわたって維持されます。つまり、製品の（特定する）供給源が不明であるとしても、製品が完全に認証されていることを意味します。

● 【マスバランス（MB）】

これは管理上のトレーサビリティの種類で、認証製品と非認証製品を混合することが認められるものの、最終的に認証製品として販売される数量が最初に認証製品として購入された数



量を上回らないことを意味します。サプライチェーン認証保有者（CH）は、認証および非認証の入荷（インプット）と出荷（アウトプット）の全量を（社内）内部文書で管理しなければならず、また認証数量の販売をトレーサビリティプラットフォームに正確に記録しなければなりません。



SCA＝サプライチェーン関係者

トレーサビリティの種類は、より厳格な種類に「格上げ」することはできません。例えば、入荷のトレーサビリティの種類が【完全分離】だった場合、【同一性保持】で出荷することはできません。一方、【完全分離】から【マスバランス】など、より寛容なトレーサビリティの種類に「格下げ」することは可能です。

トレーサビリティの種類の種類

【同一性保持】は、レインフォレスト・アライアンス認証の範囲に含まれているすべての農作物に対して適用できます。

【完全分離】は、レインフォレスト・アライアンス認証の範囲に含まれているすべての農作物に対して適用できます。ただし、農場認証保有者が【完全分離】を選択することはできません。

【マスバランス】は、次の農作物に対して適用できます。カカオ、加工済み果物（オレンジ果汁を含む）、ヘーゼルナッツ、カシュー、アーモンド、ココナッツ油、花卉¹、主要なハーブ類・スパイス類²。すべてのサプライチェーン認証保有者（第一バイヤー以降）は、これらの農作物に対して【マスバランス】を選択できます。農場認証保有者は、ヘーゼルナッツ、カシュー、アーモンド、ココナッツ油、および花卉に対して【マスバランス】を選択できます。

¹ 花卉に関しては、一定期間内（日、週、年）に認証保有者が受け取る認証入荷量（本数）に対して【マスバランス】を適用します。その認証保有者は、最終製品に含まれる認証入荷量を割合で表明することができます。

² 主要なハーブ類・スパイス類は、ルイボス、バニラ、サフラン、コショウ、シナモン、トウガラシ、オレガノ、コリアンダー、パプリカ、カルダモン、ディル（イノンド）、クローブ、パセリ、ナツメグ、タイム、ベイリーフ、ローズマリー、タラゴンです。





2. トレーサビリティ

要件2.1.7 重複販売

重複販売とは、複数の認証制度で認証された製品の同数量を2回販売すること、すなわち1回はレインフォレスト・アライアンス認証製品として、もう1回は別の認証製品または非認証製品として販売することを意味します。重複販売は禁止されています。

例えば、ある農場で生産された100トンのコーヒーは、有機栽培とレインフォレスト・アライアンス認証の両方を取得したとします。この場合、次の販売方法のいずれかを選ぶことができます。

- レインフォレスト・アライアンス認証コーヒーとしてのみ、100トン販売する、または
- 有機栽培コーヒーとしてのみ100トン販売する、または
- 1件のバイヤーに対する1回の販売で、レインフォレスト・アライアンス認証および有機栽培コーヒーとして100トン販売する。

ただし、その同量のコーヒーを有機栽培コーヒーとして100トン販売し、さらにレインフォレスト・アライアンス認証コーヒーとして別途100トン販売することはできません。

3. オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ

トレーサビリティプラットフォームにおける作業内容

レインフォレスト・アライアンスのトレーサビリティプラットフォームは、サプライチェーン全体を通じたレインフォレスト・アライアンス認証製品の移動が反映され、認証保有者によって運用されます。認証保有者がマルチサイト（複数圃場・施設）として認証されている場合は、そのマルチサイトの管理者（統括責任者）がトレーサビリティ要件の実施責任者となります。同じ認証に含まれた圃場・施設間での認証製品の移動に関しては、トレーサビリティの記録は義務付けられません。

ほとんどの場合、トレーサビリティプラットフォームは、認証製品の法的所有権が追跡されます。ただし、場合によっては物理的所持を追跡することもあり、例えば下請業者が関与する場合などがこれに該当します。このプラットフォームで報告するのは、認証製品の販売、転換、購入確認、混合、引き換え、削除です。

認証保有者が認証製品の加工を下請業者に依頼していて、例えば製造などの結果として数量に変化が生じるのであれば、その転換は下請業者が（プラットフォームで）報告するか、または下請業者の活動を認証保有者のプロフィールに追加することで報告する必要があります。

要件2.1.9 認証製品の転換

認証数量に変化が生じる加工などの作業（例：コーヒー生豆から焙煎コーヒーへの加工）、および異なる製品（例：複数原料製品）にはなるが、その認証数量に変化は生じない製造などの作業については、その製品をさらに下流に向けて販売する前にサプライチェーン認証保有者がトレーサビリティプラットフォームで「転換（Conversion）」または「製造の報告（Report manufacturing）」、もしくはその両方を（プラットフォームで）登録しなければなりません。

下流に向けて販売する必要がなく、サプライチェーン認証保有者が引き換え処理（Redeem）を行う数量に対しては、その処理の前に「転換（Conversion）」または「製造の報告（Report manufacturing）」を登録する必要はありません（茶類は除きます）。

茶類を引き換える（Redeem）場合は、その処理の前に必ず「転換（Conversion）」または「混合（Mix）」、もしくはその両方を登録しなければなりません。



要件2.1.9 転換率

【マスバランス】が認められている農作物部門の転換率は下表のとおりです。【完全分離】と【同一性保持】の認められた転換率の範囲は、トレーサビリティプラットフォーム上であらかじめ設定されています。

農作物/農作物部門	転換率
カカオ	
豆からリカー	1:0.82
豆からニブ	1:0.82
ニブからリカー	1:1
リカーからバターとパウダー	1:0.5:0.5
チョコレートからチョコレート	1:1
ヘーゼルナッツ	
殻から仁	1:0.5
仁から焙煎仁	1:0.94
仁から加工済み仁（例：湯通し、みじん切り、スライス等）	1:1
焙煎仁から加工済みの仁	1:1
ココナッツ	
ココナッツからコブラ	1:0.25
コブラからココナッツ原油	1:0.62
ココナッツ原油からココナッツ精製油（RBD）	1:0.96
ココナッツ原油からココナッツ精製油（水素化済）	1:0.96
オレンジ	
生鮮果実から可溶性固形物（SS）	SSのkg = （生鮮果実の箱数X ÷ Brix（糖度）66の冷凍濃縮オレンジ果汁（FCOJ）1トンあたりの箱数Y） × 1000 × 66%
可溶性固形物から凍結濃縮オレンジ果汁（FCOJ）	1:1
可溶性固形物から非濃縮製品オレンジ果汁（NFC）	1:1
オレンジ果汁から濃縮果汁	1:1
カシューとアーモンド	
殻から仁	1:0.25
仁から加工済み仁	1:0.95
仁から焙煎仁	1:0.95
仁からペースト	1:1
焙煎仁から加工済みの仁	1:0.95
焙煎仁からペースト	1:1



要件2.2.1 認証製品の出荷取引の管理

認証製品の企業間取引はすべて、レンフォレスト・アライアンスのトレーサビリティプラットフォームで報告する必要があります。これは、農場認証保有者から始まり、次のいずれかの時点まで続きます。

- a) 認証製品が認証保有者独自のブランドの下で消費者向け最終製品として梱包されラベリングされる時点。この場合、この認証製品は、トレーサビリティプラットフォームで引き換え (Redeem) 処理されます³。
- b) 消費者向け最終製品を製造するサプライチェーン認証保有者がブランドオーナーにその製品を販売する時点。この場合、この認証製品の販売取引は、トレーサビリティプラットフォームでブランドオーナーに対して発行されます。

小売業者に対するトレーサビリティ報告は、茶類の場合も含め、通常は任意です。ただし、SD/SIの支払いの責任を負う小売業者には、トレーサビリティ要件が常に適用されます (茶類は除きます)。

小売ブランドオーナーが、トレーサビリティへの参加を希望せず、またその義務もない場合は、最終製品の製造業者が該当する数量を自分のアカウントで引き換える (Redeemする) ことができ、小売業者への販売登録を行う必要はありません。小売業者がトレーサビリティへの参加を選択する場合は、最終製品の製造業者がその小売業者への販売をプラットフォームで報告する必要があります。小売業者は、自分のトレーサビリティアカウントで数量を引き換えること (Redeem) は義務付けられていません。

要件2.2.2 認証製品の入荷取引の管理

サプライヤーによって販売される認証製品の取引は、その認証製品を購入する認証保有者によって、精査および確認 (Confirm) ⁴される必要があります。

大量の入荷取引を取り扱う企業の場合は、オンラインプラットフォームの「信頼済みの取引パートナー」の機能を使用して、選択したサプライヤーからの取引をすべてシステムに自動的に確認 (Confirm) させることができます。

要件2.2.3 認証数量の削除

認証製品をレンフォレスト・アライアンス認証として販売しない場合、すなわち非認証製品として、もしくは他の制度の認証製品として販売する場合は、トレーサビリティプラットフォームから削除 (Remove) します。また、認証製品が損傷したり紛失したりした場合も、削除 (Remove) を行います。

【マスバランス】の数量は、トレーサビリティプラットフォームから削除する必要はありません。該当する認証数量相当分が販売されたのであれば、その時点でバイヤーに販売取引を報告する必要があります。

要件2.2.1および2.2.3 報告時期

取引は、その出荷が発生した暦四半期 (1~3月、4~6月、7~9月、10~12月) の最終日から2週間以内に、トレーサビリティプラットフォームで報告される必要があります。

³ 【引き換え (Redeem)】ブランドオーナーの認証保有者が、消費者向け最終製品として販売する数量をトレーサビリティプラットフォームで記録します。これは、レンフォレスト・アライアンス認証製品のオンライントレーサビリティの終了時点の意味します。

⁴ 【確認 (Confirm)】認証保有者が、認証サプライヤーからの入荷取引に関する詳細 (数量、トレーサビリティのレベル、提供された他の参考情報) を確認し、そのサプライヤーと交わした請求書や契約書の記載内容に合致していることを確かめ、オンラインプラットフォーム上の取引を承認します。



- 例1： 物理的な販売が5月に行われた場合は、認証保有者は、遅くとも7月14日までにその取引を報告しなければなりません。
- 例2： 認証数量が非認証として12月に販売された場合は、認証保有者は翌年1月14日までに、その認証製品をトレーサビリティプラットフォームから削除しなければなりません。

サプライヤーが認証製品の販売報告を行わないと、それを購入した認証保有者はさらに下流に向けた販売を報告することができません。その場合は、購入した側である認証保有者がデューデリジェンスを遂行して、サプライヤーに連絡する必要があります。

要件2.2.5 取引の集約

複数の出荷をトレーサビリティプラットフォームで1つの取引にまとめる場合は、認証保有者がその取引に関する情報を十分に提供して、個別の出荷を特定できるようにする必要があります。これには、個別の数量、請求書番号、出荷コード、出荷日などの情報を取引報告に含めるか、これらの情報を記載したExcelファイルをアップロードし添付することができます。

4. マスバランス

要件2.3.1 数量転換

レインフォレスト・アライアンスのマスバランス規則の下で非認証数量を認証として販売するには、認証数量を転換することで可能ですが、この転換は、同じ製品に対して、または物理的な加工の方向に従った製品に対してのみ行うことができます。例えば、次のような転換が認められます。

- 認証ココアバターから非認証ココアバター
- 認証カカオ豆から非認証ココアバター
- 認証殻付きヘーゼルナッツから非認証焙煎ヘーゼルナッツ仁
- 認証ココナッツ原油から非認証ココナッツ精製油

逆方向における数量転換は許可されていません。例えば、次のような転換は認められません。

- 認証カカオリカーから非認証カカオニブ
- 認証チョコレートから非認証ココアバター
- 認証ココアバターから非認証カカオパウダー（その逆も同様）
- 加工済みヘーゼルナッツ仁から殻付きヘーゼルナッツ

レインフォレスト・アライアンス認証の複数原料製品（例：チョコレート）から非認証の単一原料製品（例：ココアバター）への数量転換も、物理的な加工の方向に従わないため認められません。

レインフォレスト・アライアンス認証の複数原料製品（例：ハーブティー）から非認証の複数原料製品（例：ハーブティー）への数量転換は認められます。



要件2.3.3および2.3.4 オリジン・マッチング（原産国の一致）

カカオ部門では、次のオリジン・マッチング（原産国の一致）要件と定義が適用されます。

定義

年間数量	12か月間に実際に販売された認証カカオリカーの原産国別の合計数量
原産国	認証カカオ豆が生産された国
原産国フットプリント	トレーサビリティプラットフォームに登録された認証カカオ数量を生産した農場認証保有者の所在国（原産国）。
オリジン・マッチング	カカオの認証数量を購入した場合に、非認証カカオの同等数量を認証として販売するには、両方の数量（取引ごと、または合計）の原産国が一致する必要があります。
調達計画	これは企業が策定する計画です。オリジン・マッチングの要件を満たすべく、認証調達を必要に応じて、かつ信頼できる方法で代替えされることを約束するもの。この計画は、レインフォレスト・アライアンスに提出して承認を受ける必要があります。

範囲

オリジン・マッチング（原産国の一致）は、本書に記載の通りに、第1期の要件の場合は、2021年4月1日以降に、第2期の要件の場合は、2023年10月1日以降に締結された契約に基づいてトレーサビリティプラットフォームで完了された全ての取引に対して要求されます。

これには、オリジン・マッチング（原産国の一致）が必要であり、トレーサビリティプラットフォームに原産国フットプリントが表示される、すべてのマスバランス（MB）の認証カカオ製品が含まれます。ただし、レインフォレスト・アライアンスは調達計画の承認に基づいて、特定の数量および原産国に対してオリジン・マッチング（原産国の一致）の要件を免除することがあります。

第1期の要件

カカオ豆およびカカオニブ

オリジンマッチング（原産国の一致）は、サプライチェーン認証保有者間の、認証カカオ豆および認証カカオニブの各購入および販売取引に対して、100%のオリジン・マッチング（原産国の一致）が要求されます。認証として販売される豆およびニブの購入および販売書類には、認証と非認証の両方の豆およびニブに関する国レベルの原産地情報が記載されていなければなりません。

カカオリカー

オリジン・マッチング（原産国の一致）は、認証カカオリカーのサプライチェーン内での初めて販売に対して、12か月間の合計で実践する必要があります（例外は下記の第2期を参照）。マスバランスの認証リカーに対するオリジン・マッチングの年間数量は、企業が計算し、その計算の証明を含めなければなりません。サプライチェーン認証保有者レベルに必要な書類には、認証カカオと非認証カカオの入荷に関する国レベルの原産地情報が含まれます。

認証リカー販売合計の原産国と年間数量をします。重量比で少なくとも80%以上のオリジン・マッチング(原産国の一致)が必要です。

オリジン・マッチング（原産国の一致）が12か月間で80%を下回った場合は、その数量差は次の3か月以内に補填される必要があります。



第2期の要件

コートジボワール、ガーナ、エクアドルからの輸出

第2期では、第1期の要件に加えて、認証カカオリカー、認証ココアバター、認証カカオパウダーを原産国（コートジボワール、ガーナ、エクアドルが対象）から輸出販売する場合、100%のオリジン・マッチング（原産国の一致）が要求されます。輸入業者レベルを超えたサプライチェーン認証保有者のオリジン・マッチング（原産国の一致）は必須ではありません。

原産国地域のアプローチ

カカオ豆とカカオニブを除くすべてのカカオ製品に関して、オリジン・マッチング（原産国の一致）を地域レベルで行うことができます。これは、次の表に従って、生産量の少ない原産国を地域にまとめて計算することを意味します。

地域	国	例外
西アフリカ	ギニア、リベリア、トーゴ、シエラレオネ、他のアフリカ諸国	除外国：カメルーン、コートジボワール、ガーナ、ナイジェリア、マダガスカル、および中央・東アフリカに記載された国
中央・東アフリカ	コンゴ、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、ガボン、サントメ・プリンシペ、タンザニア、ウガンダ	除外国：カメルーン、マダガスカル
南アメリカ	ベリーズ、ボリビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、グレナダ、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、セントルシア、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、他のアメリカ諸国	除外国：ブラジル、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、ペルー
アジア・オセアニア	フィジー、インド、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、ソロモン諸島、スリランカ、タイ、バヌアツ、ベトナム、他のアジア・オセアニア諸国	除外国：インドネシア